

## 海外で新型コロナウイルスに罹患し、その後回復した方の日本入国について

新型コロナウイルスに罹患し、療養を終えて回復しているにもかかわらず、PCR 検査で陽性の結果が続き、日本への出国前 72 時間以内に受ける検査で陰性の結果が出ない方に対し、当館が発行する領事レターを陰性証明に代えて日本に入国出来る場合があります。領事レターの発行を希望される方は、以下の要領に従って申請してください。

ただし、最終的な搭乗の可否は航空会社が判断することになりますので、同レターを所持していても、搭乗を保証するものではありませんので、ご注意ください。

(注) 本措置の対象とならない方

・陽性結果が出ていない方、検査を受けていない又は陽性/陰性が不明な方。陰性結果が出た方。

・療養期間終了から出国予定日まで 2 週間を超える方。

### 必要書類

1 パスポート 人定事項ページ (顔写真ページ) のコピー

2 医療機関等が発行する回復証明書

当地 (ACT) では、ACT Health からメールで送付される、「COVID-19 Clearance Certificate」を以てこの回復証明書とみなすことが可能です。何らかの事情によりこの証明書の入手が不可能な方は、ご自身のかかっている GP 等にご相談ください。

3 新型コロナの療養期間終了後に再度検査した結果が陽性となった検査結果証明書

新型コロナウイルス療養期間終了後、上記 2 の回復証明書に記載されている隔離終了日時以降に 再度検査した結果が陽性となった検査結果 が必要です。

検査方法、検体は厚生労働省が定めるものに限りません。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

4 日本帰国・入国のフライト情報 (e チケット写等) のコピー

### 領事レターの申請方法

上記書類がご準備できましたら、以下の当館メールアドレスまでメールで必要書類を送付してください。

その後、当館で書類を審査し、要件に合致している場合には当館にてレターを作成しメールにてお送りします。

発行までの期間は、上記の書類到着後 (17 時を過ぎた場合は翌日扱いとします)、翌々日 (2 日後) の 18 時まで (休館日を除く) にレターを発行いたします。

なお、すでに予約されているフライトまでの発行は保証いたしかねますのでご了承ください。

メール送付先：[consular@cb.mofa.go.jp](mailto:consular@cb.mofa.go.jp)

(メールの件名は「領事レター申請 (名前)」としてください)